

○岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日条例第38号

改正

平成27年12月22日条例第52号

平成28年3月23日条例第16号

平成28年12月21日条例第36号

平成30年3月23日条例第12号

令和元年7月1日条例第23号

令和2年3月25日条例第9号

令和3年6月29日条例第22号

令和6年3月25日条例第5号

令和6年6月28日条例第28号

岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要

な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第52号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日条例第22号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日条例第5号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の25の項右欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 削除	
2 削除	
3 市長	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	乳幼児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 削除	
10 削除	
11 削除	
12 削除	
13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
14 削除	

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 削除		
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

	283号) による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置、費用の徴収、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対</p>

		<p>する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による援護に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(18) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(20) 小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

		<p>(21) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(22) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(23) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(24) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(25) 軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(26) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児</p>

		<p>童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6	市長 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
7	市長 国民健康保険法による保険給付の支給、	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

<p>保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(18) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報で</p>
--	--

		<p>あつて規則で定めるもの</p> <p>(19) 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(20) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
8 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
9 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(8) 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
10 削除		
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>

		<p>(6) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(18) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
12 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による	<p>(1) 災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置、費用の徴収、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>

<p>支援給付又は配偶者 支援金の支給に関する 事務であって規則 で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴 収に関する情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (6) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情 報であって規則で定めるもの (7) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関 する情報であって規則で定めるもの (8) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しく は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入 超過者に対する措置に関する情報であって規則で 定めるもの (9) 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関 する情報であって規則で定めるもの (10) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法によ る特別給付金の支給に関する情報であって規則で 定めるもの (11) 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収 に関する情報であって規則で定めるもの (12) 戦傷病者特別援護法による援護に関する情報 であって規則で定めるもの (13) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に よる特別弔慰金の支給に関する情報であって規則 で定めるもの (14) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指 導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、 妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪 問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要す る費用の支給又は費用の徴収に関する情報であっ て規則で定めるもの (15) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に よる特別給付金の支給に関する情報であって規則 で定めるもの (16) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に よる特別給付金の支給に関する情報であって規則 で定めるもの (17) 介護保険給付等関係情報であって規則で定め るもの (18) 被災者生活再建支援法による被災者生活再建
---	--

		<p>支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(20) 小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(21) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(22) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(23) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(24) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(25) 軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(26) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
13 市長	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>もの</p> <p>(11) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(18) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
14 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
15 市長	<p>小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
16 市長	<p>こども医療費の助成に関する事務であって</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>て規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの (8) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (9) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (10) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (11) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<p>17 市長</p>	<p>重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの (9) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>則で定めるもの</p> <p>(10) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	乳幼児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
19 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
20 市長	軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
21 削除		
22 削除		
23 削除		
24 削除		
25 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又	<p>(1) 災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置、費用の徴収、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、</p>

<p>は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 戦傷病者特別援護法による援護に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(17) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(18) 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に</p>
----------------------------------	---

		<p>よる特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(20) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(21) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(22) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(23) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(24) 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(25) 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(26) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(27) 小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(28) こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(29) 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(30) 乳幼児医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(31) ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(32) 軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
26	市長	<p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
27	市長	<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特</p> <p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

	例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	
28 市長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

機関	事務	機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

	配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの